

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第124号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第178号）

平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）における第2次試験合格者に配布される書類

2 本件公開請求に対する処分の内容

平成7年度から平成17年度分について不存在決定

（注）平成18年度から平成23年度分については、別途公開決定

3 担当課（所）

人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

ア H23. 12. 19 公開請求

エ H24. 2. 6 諮問

イ H23. 12. 21 不存在決定

オ H25. 3. 19 答申

ウ H24. 1. 31 異議申立て

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、石川県人事委員会事務局文書取扱規程（以下「取扱規程」という。）による保存期間を経過しているため保管していないと述べている。</p> <p>当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、取扱規程に基づく保存期間に関する文書を確認したところ、民間職務経験者試験に関する文書の保存期間は、平成17年度では5年間と規定されており、それ以前においても同様であった。</p> <p>したがって、本件公開請求が行われた時点において、本件処分に係る公文書の保存期間が経過していることは明らかであり、また、異議申立人は、文書の保存期間が経過しているが、担当者の引継ぎ文書等に添付され残っているかどうか確認すべきであると主張しているが、実施機関は「担当者の引継資料を探索したが、いずれの公文書についても不存在であった」と述べており、実施機関が保存期間を経過したことにより当該公文書を廃棄し、保有していないと述べていることは、特段不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第124号

答 申 書

平成25年3月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成23年12月19日に、平成7年度から平成23年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）における第2次試験合格者に配布される書類について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年12月21日に、平成7年度から平成17年度分について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり保有していない理由を付して異議申立人に通知するとともに、平成18年度から平成23年度分については、各年度第2次試験合格者に通知する文書の起案に添付された案文を特定して公開決定を行った。

（保有していない理由）

保存年限（5年）経過のため廃棄済

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年1月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年2月6日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。文書の保存年限が経過していても、担当者の引継ぎ文書等が残っていれば、公開することは可能である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件異議申立てに係る公文書は、平成7年度から平成17年度（試験未実施の平成9年度を除く。）までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の第2次試験合格者に送付する合格通知書である。
- 2 これら公文書の保存期間については、石川県人事委員会事務局文書取扱規程（平成5年人事委員会訓令第1号。以下「取扱規程」という。）に基づき、5年と定めている。
したがって、公開請求時点において保存期間を経過しており、保存期間を経過した公文書は溶解によって廃棄しているため保有していない。
なお、担当者の引継資料を探索したが、いずれの公文書も存在しなかった。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

平成7年度から平成17年度までの石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）における第2次試験合格者に通知する文書の起案に添付された案文である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関は、取扱規程による保存期間を経過しているため保管していないと述べている。当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、取扱規程に基づく保存期間に関する文書を見分したところ、民間職務経験者試験に関する文書の保存期間は、平成17年度では5年間と規定されており、それ以前においても同様であった。

したがって、本件公開請求が行われた時点において、当該公文書の保存期間が経過していることは明らかであり、実施機関が保存期間を経過したことにより当該公文書を廃棄し、保有していないと述べていることは、特段不合理とはいえない。

また、異議申立人は、文書の保存期間が経過していても、担当者の引継ぎ文書等に添付され残っているかどうか確認すべきであると主張しているが、実施機関は「担当者の引継資料を探索したが、いずれの公文書についても不存在であった」と述べており、本件処分に係る公文書について保存期間が経過したことにより廃棄したとする実施機関の主張は、特段不自然、不合理とはいえない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 2 月 6 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 7 8 号)
平成 24 年 2 月 17 日	○実施機関 (人事委員会事務局総務課) から理由説明書を受理した。
平成 24 年 12 月 25 日 (第 234 審査会)	○事案の審議を行った。
平成 25 年 1 月 25 日 (第 235 回審査会)	○事案の審議を行った。